39　法第二十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十五条の三第一項各号、第六十五条の四第一項各号及び第六十五条の五第一項各号に該当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合並びに同法第六十八条の七十六の二第一項、第六十八条の八十一第一項各号及び第六十八条の八十五の四第一項に該当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合における同法第六十八条の七十四から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の八十一及び第六十八条の八十五の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法第六十八条の七十四第一項	又は第六十八条の八十五の四	若しくは第六十八条の八十五の四又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十七条から第二十九条まで
租税特別措置法第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項	又は第六十八条の八十五の四	若しくは第六十八条の八十五の四又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで
租税特別措置法第六十八条の七十六の二第一項	又は第六十八条の八十五の三	若しくは第六十八条の八十五の三又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで
租税特別措置法第六十八条の八十一第一項第一号	又は前三条	若しくは前三条又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで
	同法	農業振興地域の整備に関する法律
租税特別措置法第六十八条の八十一第一項第二号	又は前三条	若しくは前三条又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで
	同法	集落地域整備法
租税特別措置法第六十八条の八十一第一項第三号	又は前三条	若しくは前三条又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで
	同法第十一条	農住組合法第十一条
租税特別措置法第六十八条の八十五の四第十四項第二号ハ	又は	若しくは
	の規定	又は震災特例法第二十七条若しくは第二十八条の規定
租税特別措置法第六十八条の八十五の四第十四項第二号ニ	又は第五項	若しくは第五項又は震災特例法第二十九条
法人税法施行令第百五十五条の四	まで又は特例等）の規定	まで若しくは特例等）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十七条から第二十九条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
	同法	租税特別措置法

40　法第二十七条から第二十九条までの規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第百五十五条の五第二号	第十三項又は	第十三項若しくは
	に規定する特別勘定	又は震災特例法第二十八条第十一項若しくは第十二項（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）に規定する特別勘定
法人税法施行令第百五十五条の五第三号	又は第六十八条の八十五の四	若しくは第六十八条の八十五の四
	特例等）の規定	特例等）又は震災特例法第二十七条から第二十九条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
	同法	租税特別措置法
租税特別措置法施行令第三十九条の百八第一項第二号	又は	若しくは
	の規定	又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十九条の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の百八第二項第二号	又は	若しくは
	の規定	又は震災特例法第二十七条第一項（震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）若しくは震災特例法第二十七条第七項（震災特例法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の百九第一項	第六十八条の八十一	第六十八条の八十一若しくは震災特例法第二十九条
租税特別措置法施行令第三十九条の百九第二項	又はの規定	若しくは震災特例法第二十七条第一項（震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）若しくは震災特例法第二十七条第七項（震災特例法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の百九の二第一項	の規定	又は震災特例法第二十九条の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四第一項第二号	の規定	若しくは震災特例法第二十七条第一項（震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四第一項第三号	の規定	若しくは震災特例法第二十七条第七項（震災特例法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定